

2024年2月

「当座勘定規定」の改定について

平素は奈良信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、「当座勘定規定」を下記のとおり一部改定しますのでお知らせします。

なお、改定日以前からご契約いただいているお客さまにつきましても改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定となる規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

2024年2月21日（水）

3. 主な改定内容

改定する規定内における「支払の範囲」条項において、次の条項を追加いたします。詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

| 改定する条項 | 追加する条項 |
|--------|---|
| 支払の範囲 | 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。 |

改定後の「当座勘定規定」は、改定日以降に当金庫ホームページでご確認いただけます。

以上

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

（下線部分変更箇所）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>1. ～9. 略</p> <p>10.（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）呈示された手形、小切手は、提示日の15時までには当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</p> <p>（3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> | <p>1. ～9. 略</p> <p>10.（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（2）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> |

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

（下線部分変更箇所）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1. ～10. 略</p> <p>11.（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）呈示された手形は、提示日の15時までに当座勘定規定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</p> <p>（3）手形の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> | <p>1. ～10. 略</p> <p>11.（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（2）</u>手形の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> |